

四街道市ひとり親家庭等大学等受験料支援金支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、経済的に課題を抱えるひとり親家庭、養育者家庭及び低所得者家庭（以下「ひとり親家庭等」という。）の子どもに対し四街道市ひとり親家庭等大学等受験料支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、子どもの進学に向けたチャレンジを支援し、ひとり親家庭等の子どもの生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）をいう。
- (2) 高校3年生等 高校3年生又は大学等の受験資格がある者で、第5条第1項の規定による申請（以下「申請」という。）の支給申請時において19歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- (3) 大学等受験料 高校3年生等が大学等を受験する際に要する受験料をいう。
- (4) 模擬試験受験料 高校3年生等が進学のための受験に向けた模擬試験を受験する際に要する受験料をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、支給申請時において高校3年生等の子どもを現に扶養し、市内に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり親家庭の親及び養育者家庭の養育者であって、申請する月の属する年の前年（1月から3月までに申請をする場合にあつては前々年）分の所得が、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあるもの（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (2) 前号に規定している者以外の者であって、当該子どもと同一の世帯に属するもの（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくする者を含む。）が申請する月の属する年の前年（1月から3月までに申請をする場合にあつては、前々年）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。）が課されない世帯（市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

(支援金の支給額)

第4条 支援金の額は、支給申請時において高校3年生等の受験に要した費用（他の支援等を受けた費用を除く。）のうち、次の各号の区分に応じた額とする。

- (1) 大学等受験料支援金 当該年度に負担した大学等受験料の合計額（その額が高校3年生等1人当たり53,000円を超えるときは、53,000円）
- (2) 模擬試験受験料支援金 当該年度に負担した模擬試験受験料の合計額（その額が高校3年生等1人当たり8,000円を超えるときは、8,000円）

（支援金の申請）

第5条 支援金の支給を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに四街道市ひとり親家庭等大学等受験料支援金支給申請書（請求書）（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 大学等受験料又は模擬試験受験料を支払ったことを証する書類
- (3) ひとり親家庭等に係る児童扶養手当証書の写し又は申請する月の属する年の前年（1月から3月までに申請をする場合にあつては、前々年）分の所得の額並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）の有無並びに扶養親族等（同法に規定する源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市区町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号）及び当該控除対象扶養親族の前年（1月から3月までに申請をする場合にあつては、前々年）分の所得の額についての市区町村長の証明書））
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、高校3年生等1人につき、1年度当たり1回限りとする。

（支援金の支給決定及び通知）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに支援金の支給の可否を決定し、四街道市ひとり親家庭等大学等受験料支援金支給・不支給決定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

（決定の取消し）

第7条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、四街道市ひとり親家庭等大学等受験料支援金支給決定取消通知書（様式第4号）により支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支給対象者に該当しないことが判明した場合
- (2) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合

（支援金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年4月1日以後に支給対象者が支払った大学等受験料及び模擬試験受験料から適用する。